



第101回 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2025年6月26日 (木曜日)

午前10時 (受付開始 午前9時)



場 所

広島市中区小町4番33号

当社本店

【株主のみなさまへのご案内】

株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、書面交付請求をされていない株主のみなさまには「第101回定時株主総会招集ご通知」(アクセス通知)のみを書面にて送付しております。株主総会参考書類等の内容については、1ページに記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認ください。

スマートフォン等から「株主総会ポータル[®]」にアクセスすることで、株主総会参考書類等の確認や議決権行使を簡単に行うことができます。アクセス方法は4ページをご覧ください。

決議事項

会社提案	(第1号議案および第2号議案)
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件
株主提案	(第3号議案から第8号議案まで)
第3号議案	定款一部変更の件 (1)
第4号議案	定款一部変更の件 (2)
第5号議案	定款一部変更の件 (3)
第6号議案	定款一部変更の件 (4)
第7号議案	社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件
第8号議案	剰余金の処分の件

中国電力株式会社

証券コード: 9504

(証券コード：9504)
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日 2025年5月26日)

株主各位

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役会長 芦谷 茂

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/9504/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2025年6月25日（水曜日）午後5時20分までに行使していただきますようお願い申しあげます。**

また、議決権行使の方法につきましては、「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 広島市中区小町4番33号 当社本店

3. 目的・事項

報告事項 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案および第2号議案）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

＜株主提案（第3号議案から第8号議案まで）＞

第3号議案 定款一部変更の件（1）

第4号議案 定款一部変更の件（2）

第5号議案 定款一部変更の件（3）

第6号議案 定款一部変更の件（4）

第7号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第8号議案 剰余金の処分の件

取締役会としては、第3号議案から第8号議案までのすべての議案に反対いたします。

上記各号議案の内容等は、電子提供措置事項のうち「株主総会参考書類」に記載しております。

以 上

○ 書面交付請求をされた株主のみなさまには電子提供措置事項を記載した書面をあわせて送付しておりますが、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会および会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「当社の株式に関する事項」、「当社の会計監査人に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

○ 電子提供措置事項について修正すべき事項が生じた場合には、前ページに記載の各ウェブサイトにその旨ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

○ 本株主総会の決議結果につきましては、前ページに記載の当社ウェブサイトへの掲載にてご報告させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の方法がございます。

株主総会に出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、**議決権を有する他の株主さま1名に委任すること**により可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)

書面による 議決権行使をされる場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時20分

インターネットによる 議決権行使をされる場合



株主総会ポータル[®]サイトまたは議決権行使ウェブサイトにアクセスし、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時20分

詳細は次ページをご覧ください

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を使使いいただけます。

ご注意事項

- (1) 書面により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の意思表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等により、複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

- ①議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ②株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



パソコン等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル[®]URL

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) も引き続きご利用いただけます。

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、株主総会ポータル[®]サイトや議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合もありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

よくある質問は
こちら



インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主のみなさま向けにインターネットによるライブ配信を行います。ご視聴にあたっては、次ページの「ご注意事項」を十分にご確認ください。

配信日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時から本株主総会終了時刻まで

（配信画面は、当日、午前9時30分頃に開設予定です。）

当日のご視聴方法

以下の手順により、ご視聴ください。

- 1 パソコン・スマートフォン等から、以下の視聴サイトにアクセスしてください。

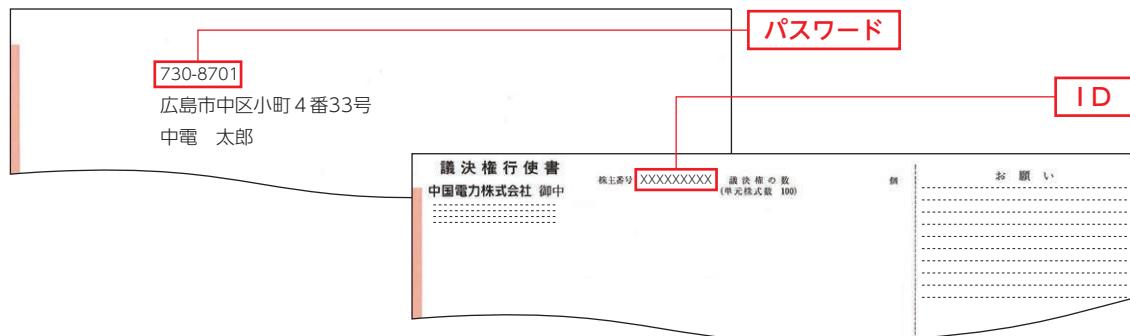
ライブ配信視聴サイト <https://9504.ksoukai.jp>



- 2 株主さま認証画面（ログイン画面）に以下のIDおよびパスワードを入力してください。
以降は画面の案内に従ってライブ配信画面にお進みください。

ID : 議決権行使書用紙に記載された「**株主番号**」（数字9桁）

パスワード : 本招集ご通知送付先ご住所の「**郵便番号**」（数字7桁、ハイフンなし）



◎ 議決権行使書用紙を投函する前に、必ず「**株主番号**」をお手元にお控えください。

◎ 上記視聴サイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけますので、適宜ご活用ください。

ご注意事項

- ◎ インターネットによるライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への「出席」とは認められないため、当日の議決権行使、ご質問、動議の提出を行うことはできません。議決権については、3ページから4ページにてご案内の方により、事前に行使していただきますようお願い申しあげます。なお、後記のとおり視聴サイトで事前にご質問を受け付けます。
- ◎ ご使用の機器やインターネットの接続環境等により、ご視聴いただけない場合や映像・音声に不具合が生じる場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人に限定させていただきます。ID・パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。また、ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNS等での無断公開につきましても固くお断りいたします。
- ◎ やむを得ない事情により、ライブ配信を実施できなくなった場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします（<https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>）。
- ◎ 配信にあたっては、ご出席の株主さまが映らないよう役員席付近のみを撮影いたしますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。本株主総会にご出席される株主のみなさまにおかれましては、あらかじめご了承ください。

■事前質問の受付のご案内

本株主総会の目的事項に関するご質問を、インターネットを通じて事前に受け付けます。

ライブ配信視聴サイト内の「事前質問を行う」ボタンよりご提出いただけますので、前ページの「当日のご視聴方法」にてご案内の①、②の手順でアクセスしてください。

受付期間

2025年6月5日（木曜日）から2025年6月19日（木曜日）まで

- ◎ いただいたご質問の中で、株主のみなさまの関心が高いと思われる事項等については、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。
- ◎ すべてのご質問への回答をお約束するものではございません。また、ご質問者さまに対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問については、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

IDおよびパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

0120-782-041

（受付時間 土・日・休日を除く午前9時～午後5時）

ライブ配信のご視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6833-6243

（受付時間 6月26日（木曜日）午前9時～本株主総会終了まで）

株主総会参考書類

議案および参考事項

＜会社提案（第1号議案および第2号議案）＞

第1号議案および第2号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益配分にあたっては、連結自己資本比率が15%に回復するまでは、財務基盤の回復・強化を最優先に行い、配当性向10%で配当を行うこととしておりました。

また、2024年度（当年度）末において連結自己資本比率が15%を超えた場合は、2025年度から配当方針を見直すこととし、当年度については、見直し前の方針に基づき配当を行うこととしておりました。

当年度の期末配当につきましては、上記の方針および業績を踏まえ、1株につき22円としたいと存じます。これにより、当年度における配当金は、昨年11月にお支払いしました中間配当とあわせて1株につき27円となります。

加えて、経営基盤の強化に資するため、別途積立金を次のとおり積み立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社株式1株につき金22円 総額7,930,858,342円
- (3) 期末配当が効力を生じる日
2025年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 73,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 73,000,000,000円

ご参考 2025年度以降の配当方針

当社は、当年度末において、連結自己資本比率が15%を超えたため、2025年度から配当方針を見直しました。

見直しにあたっては、今後も将来の電力の安定供給、脱炭素化、経営の安定化に不可欠な島根原子力発電所3号機や柳井発電所2号系列のリプレース等へ多額の投資が必要となり、引き続き財務基盤の回復・強化に優先的に取り組むことを踏まえ、以下の配当方針といたしました。

こうした取り組みにより、将来に向けた当社グループの企業価値向上を図り、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

【2025年度以降の配当方針】

- ・足元の財務状況や今後の業績の変動リスクも踏まえて、引き続き配当性向を基準に業績連動で配当を実施します。
- ・配当性向の水準については、財務基盤回復の途上であり、配当性向12%を目安に配当を行うことを基本とします。
- ・今後、経営の安定性を高めることを前提に、少なくとも1株あたり10円の年間配当金の実施に努めます。
- ・上記方針のもと、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた配当金の目安を基準に配当を実施します。
- ・ただし、特別損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する場合には、配当金の目安によらずその影響を考慮し配当金を決定します。
- ・なお、本配当方針の見直しについては連結自己資本比率20%への回復が見込まれる段階で検討することとします。

〔配当金の目安〕

親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	1株あたり年間配当金（円）
330未満	10
330以上～360未満	11
〔 以下、親会社株主に帰属する当期純利益が 30億円増加するごとに1株あたり年間配当金が1円増加 〕	
360以上～390未満	12
450以上～480未満	15
600以上～630未満	20
750以上～780未満	25
900以上～930未満	30
1,050以上～1,080未満	35
1,200以上～1,230未満	40
1,350以上～1,380未満	45

(注) 親会社株主に帰属する当期純利益が1,380億円以上の場合も上記の考え方に基づき配当金を決定します。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の実効性の更なる向上を目指すため、社内取締役を1名減員したうえで、社外取締役を1名増員し、監査等委員である取締役を除く取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案については、監査等委員3名を含む5名の社外取締役が構成員の過半数を占める指名委員会（委員長：社外取締役）での審議を経て、取締役会において適切に決定されており、特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				性別	現在の当社における地位
1	芦 谷 茂	あし たに しげる	茂	再任	男性	代表取締役会長
2	中 川 賢 剛	なか がわ けん ごう	剛	再任	男性	代表取締役社長執行役員
3	北 野 立 夫	きた の たつ お	立夫	再任	男性	代表取締役副社長執行役員
4	皆 本 恭 介	みな もと きょう すけ	恭介	再任	男性	取締役常務執行役員
5	外 林 浩 子	そと ばやし ひろ こ	浩子	再任	女性	取締役常務執行役員
6	中 村 公 俊	なか むら きみ とし	公俊	新任	男性	常務執行役員
7	菖蒲田 清 孝	しょう ぶ だ きよ たか	清孝	再任 社外 独立	男性	社外取締役
8	田 中 洋 樹	たなか ひろ き	洋樹	新任 社外 独立	男性	
9	岡 島 礼 奈	おか じま れ な	礼奈	新任 社外 独立	女性	

社外 取締役候補者

独立 独立役員候補者

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- 当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。
- 本株主総会において各候補者の選任が承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に上記内容で当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号 1	あし 谷 (1956年4月7日生)	たに 茂 しげる	再任	所有する 当社株式の数 33,600株
------------	-------------------------	----------------	----	---------------------------



[略歴および地位・担当]

- 1979年 4月 当社入社
 2017年 6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長
 2018年 6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長、
 国際事業部門長
 2020年 6月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長、
 情報通信部門長
 2022年 6月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長
 2023年 6月 当社代表取締役会長
 (現在に至る)

[重要な兼職の状況]

一般社団法人中国経済連合会会長

[取締役候補者とした理由]

電源の競争力強化をはじめとする業務経験と経営全般に関する豊富な知見を活かした的確な観点から業務執行の監督を統括しております。当社のガバナンス向上とともに、組織風土改革を含めた、企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号 2	なか 中 (1961年6月29日生)	がわ 川 けん 賢 ごう 剛	再任	所有する 当社株式の数 31,206株
------------	--------------------------	-------------------------------	----	---------------------------



[略歴および地位・担当]

- 1985年 4月 当社入社
 2020年 6月 当社執行役員需給・トレーディング部門長
 2021年 6月 当社常務執行役員需給・トレーディング部門長
 2023年 6月 当社代表取締役社長執行役員
 2024年 4月 当社代表取締役社長執行役員需給最適化プロジェクト長
 2024年10月 当社代表取締役社長執行役員
 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

経営全般に関する豊富な知見に加え、柔軟な発想を活かし、社長執行役員として業務執行を統括しております。総合エネルギー事業などの収益力の強化に向けた取り組みを強いリーダーシップのもとで着実に進めており、進取果敢に会社をけん引していく業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号 3	きたの たつお 北野立夫 (1958年2月5日生)	再任	所有する 当社株式の数 36,200株
------------	---------------------------------	----	---------------------------



[略歴および地位・担当]

- 1983年4月 当社入社
 2020年6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長、
 電源事業本部島根原子力本部長
 2023年6月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

原子力分野において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を有しており、島根原子力発電所2号機の再稼働の実現を果たすとともに、同発電所3号機の稼働に向けた管理の統括や理解活動等に成果をあげております。経営環境が大きく変化する中、冷静かつ強い実行力のもと、着実な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号 4	みなもときょうすけ 皆本恭介 (1959年11月15日生)	再任	所有する 当社株式の数 19,800株
------------	-------------------------------------	----	---------------------------



[略歴および地位・担当]

- 1982年4月 当社入社
 2020年6月 当社常務執行役員地域共創本部長
 2023年6月 当社取締役常務執行役員地域共創本部長
 2024年4月 当社取締役常務執行役員収益力強化プロジェクト長、
 地域共創本部長
 2024年10月 当社取締役常務執行役員地域共創本部長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

企業法務に長年携わっており、豊富な経験と知見を有しております。また、地域共創本部長として、地域からの信頼獲得、地域発展への貢献等において中核的役割を担うとともに、至近では収益力強化プロジェクト長として、電力小売事業の収益拡大に向けた重要課題への対応に尽力してきました。大局的かつ法的思考に基づいた判断力のもと、優れた行動力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号
5

そと
外
林
ひろ
浩
子
(1960年7月24日生)

再任

所有する
当社株式の数
13,500株



[略歴および地位・担当]

2004年4月 当社入社
2020年6月 当社執行役員経営企画部門（グループ経営推進）部長
2023年6月 当社常務執行役員経営企画部門（グループ経営推進）部長
2024年2月 当社常務執行役員内部監査部門長
2024年6月 当社取締役常務執行役員女性活躍推進担当、
内部監査部門長
(現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

グループガバナンスやプロジェクトの投資評価に長年携わってきたほか、内部監査部門長として、内部監査の高度化に向けた取り組みの主導的な役割を担っております。また、至近では女性活躍推進担当として、強いリーダーシップを発揮しております。多面的かつ即応性の高い思考・分析能力を活かして、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号
6

なか
むら
きみ
とし
中
村
公
俊
(1960年11月29日生)

新任

所有する
当社株式の数
16,600株



[略歴および地位・担当]

1983年4月 当社入社
2019年6月 当社執行役員調達本部（経理）部長
2022年6月 当社常務執行役員調達本部（経理）部長
2024年6月 当社常務執行役員経営企画部門長
(現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

経理部門において、資金計画の策定および効率的な資金調達等に尽力してきたほか、至近では、経営企画部門長として当社の経営のあり方を定める中心的な役割を担っております。経営環境が大きく変化する中、豊富な業務経験のもとで培われた優れた洞察力と緻密な分析力を活かして、更なる企業価値向上への貢献が期待できるこことから新たに候補者としております。

候補者番号
7

しょう ぶ だ
菖蒲田 清 孝
きよ たか
(1959年4月11日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
1,900株



[略歴および地位・担当]

- 2016年6月 マツダ株式会社取締役専務執行役員
品質・ブランド推進・生産・物流統括
2017年4月 マツダ株式会社取締役専務執行役員
品質・ブランド推進・購買・生産・物流統括
2021年6月 マツダ株式会社代表取締役会長 (現在に至る)
2023年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

[重要な兼職の状況]

マツダ株式会社代表取締役会長

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

マツダ株式会社や同社の海外関係会社をはじめとする国内外での豊富な職務経験と、経営に関する幅広い知見を有しており、企業経営者としての豊富な知見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役の指名・報酬に関する審議における透明性・客観性の向上など、引き続きガバナンス向上への貢献を期待しております。

- (注) 1. 菖蒲田清孝氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 菖蒲田清孝氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。
3. 当社は、菖蒲田清孝氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。
- 本株主総会において同氏の選任が承認可決され、同氏が取締役に就任した場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 菖蒲田清孝氏がマツダ株式会社の取締役として在任中の2021年3月に、同社は、自動車部品の材料の集中購買の一環として行っていた取引の一部に關し、下請代金支払遅延等防止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から同法に基づく勸告を受けました。
5. 菖蒲田清孝氏がマツダ株式会社の取締役として在任中の2024年6月に、同社は、自動車の型式指定申請における不適切事案があったことを公表しました。

候補者番号 8	た 中 ひろ き 樹 (1958年10月18日生)	新任	社外	独立	所有する 当社株式の数 0株
------------	--	----	----	----	----------------------



[略歴および地位・担当]

2008年 5月	日本銀行金融機構局長	
2010年 5月	日本銀行理事	(2014年 5月退任)
2018年10月	J T Cホールディングス株式会社取締役会長 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社取締役 資産管理サービス信託銀行株式会社取締役 (上記3社は現株式会社日本カストディ銀行)	
2020年 7月	株式会社日本カストディ銀行取締役会長	(2024年 6月退任)
2024年 6月	短資協会会長	(現在に至る)

[社外取締役候補とした理由および期待される役割の概要]

長年にわたり日本銀行の要職を歴任し、その中で培った金融市場・金融政策に関する幅広い知見を有しております。加えて、企業経営者としての豊富な知見もあり、それらを客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから新たに候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 田中洋樹氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ることとしております。
2. 本株主総会において田中洋樹氏の選任が承認可決され、同氏が取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。
3. 田中洋樹氏が株式会社日本カストディ銀行の取締役会長（社外取締役）として在任中の2023年6月に、同行は、外部委託業務に関連して、元取締役による利益相反や任務違背などの不正行為があったことを公表しました。田中洋樹氏は本不正行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、不正行為判明前から、取締役会における議論の活性化と監督機能の適切な発揮に尽力しておりました。また、不正行為判明後は第三者委員会の調査・検証も踏まえ、取締役会の議論を主導し、監査等委員会設置会社への移行を含む改善策を取りまとめるなど、その職責を果たされました。

候補者番号 9	おか 岡 じま 島 れ 礼 な 奈	(1979年2月19日生)	新任	社外	独立	所有する 当社株式の数 0株
------------	--	---------------	----	----	----	----------------------



[略歴および地位・担当]

2009年7月 L S パートナーズ株式会社
最高執行責任者（COO）

(2011年12月退任)

2011年9月 株式会社A L E（エール）
創業者兼代表取締役CEO

(現在に至る)

[重要な兼職の状況]

株式会社A L E 代表取締役CEO

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

株式会社A L E をはじめとする起業家として、企業経営に関する幅広い知見を有しております。加えて、企業財務や投資評価にも精通しており、それらの豊富な知見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから新たに候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 岡島礼奈氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ることとしております。
2. 本株主総会において岡島礼奈氏の選任が承認可決され、同氏が取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。

ご参考 選任後の取締役会構成

第2号議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなる予定であります。

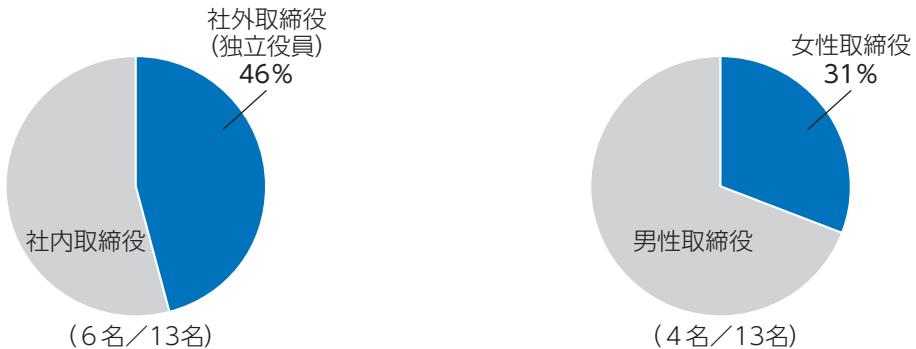
■ スキル・マトリックス

氏名	性別	当社における地位	取締役に求める専門性および経験							
			企業経営・ 経営戦略	財務・会計	法務・リスク マネジメント	営業・ マーケティング	技術・研究	ガバナンス	グループ経営・ 海外事業	環境・社会・ 地域貢献
芦 谷 たに しげる 茂	男性	代表取締役会長	●					●	●	●
中 川 がわ けん 賢 剛	男性	代表取締役 社長執行役員	●			●	●			●
北 野 の たつ お 立 夫	男性	代表取締役 副社長執行役員				●				●
皆 本 もと きょう すけ 恭 介	男性	代表取締役 副社長執行役員			●			●		●
外 林 ばやし ひろ こ 浩 子	女性	取締役 常務執行役員	●						●	●
中 村 むら さみ とし 公 俊	男性	取締役 常務執行役員	●	●				●	●	
菖蒲田 ぶだ きよ たか 清 孝	男性	社外取締役	●			●		●	●	
田 中 なか ひろ き 樹	男性	社外取締役	●	●	●			●		
岡 島 じま れ な 礼 奈	女性	社外取締役	●	●				●		●
前 田 だ こう いち 耕 一	男性	取締役 監査等委員(常勤)	●	●				●	●	
小 谷 たに のり こ 典 子	女性	社外取締役 監査等委員						●		●
久 我 が えい いち 英 一	男性	社外取締役 監査等委員			●			●	●	
藤 本 もと けい こ 圭 子	女性	社外取締役 監査等委員			●			●		

(注) 上記一覧表は、各人の有する専門性と経験のうち主要なものを最大4つまで印を付しております。

なお、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

■ 構成比



当社の取締役会構成員のバランス・規模等に関する考え方は以下のとおりです。

- ・取締役会における審議の活性化、実効性の高い監督、その時々の当社の経営環境、事業の状況等および各人の人物、能力、識見、業績等のバランスを総合的に勘案し、取締役会の規模および構成を決定する。

【取締役に求める専門性および経験】

「企業経営・経営戦略」、「財務・会計」、「法務・リスクマネジメント」、
「営業・マーケティング」、「技術・研究」、「ガバナンス」、
「グループ経営・海外事業」、「環境・社会・地域貢献」

- ・取締役会の監督機能の強化および社外の知見の反映のため、複数名の社外取締役をおく。
- ・取締役会構成員のうち、3名以上は監査等委員である取締役とする。また、監査機能の強化の観点から常勤者をおく。

＜株主提案（第3号議案から第8号議案まで）＞

第3号議案から第8号議案までは、株主（74名）からのご提案によるものであります。
なお、提案株主の議決権の数は、1,341個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

処理・処分の目処が立っていない「放射性廃棄物」を生み出す事業は行わない

▼提案の内容

定款に第8章として、「処理・処分の目処が立っていない『放射性廃棄物』を生み出す事業は行わない」を追加する。

第8章 処理・処分の目処が立っていない「放射性廃棄物」を生み出す事業は行わない

第42条 次の事業は行わない。

- (1) 島根原子力発電所2号機の運転
- (2) 島根原子力発電所でのプルサーマル発電
- (3) 再処理工場の稼働に関わる人的協力・資金拠出など、これらに関連する事業
- (4) 上関原子力発電所の建設計画
- (5) 島根原子力発電所3号機の稼働
- (6) 使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設

▼提案の理由

原子力発電所は、その開発・運転当初から「トイレのないマンション」と言われています。運転により死の灰、つまり使用済み核燃料が生み出されます。その量は、島根原子力発電所2号機が1年間稼働すると広島型原爆約800発分に及びます。

さらに原子力発電が抱える問題として、①事故リスクなど安全性に懸念があること、②使用済み核燃料の処理や高レベル放射性廃棄物の最終処分に見通しが立っていないこと、③安全対策や建設コストが上昇していること、④発電コストに経済性が見いだせないこと、等が指摘されています。

経済的にみても、今や世界的にも最もコストの高い電源となっています。

これらの問題はいまだ解決されておらず、むしろ再稼働の加速や運転期間の延長により問題がふくらむ懸念があります。

放射性廃棄物の処分や廃炉などで、将来世代にリスクとコストを負担させることになりかねません。

原子力発電に頼らない経営方針に早急に転換すべきです。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電に関し、安定供給、経済効率性、環境適合の観点から重要な役割を担う電源であり、また、確立した脱炭素技術としても、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していく必要があると考えております。今後も、「安全性向上への取り組みに終わりはない」との考え方のもと、原子力規制委員会が定めた新規制基準を満たすだけでなく、新たな知見を踏まえつつ安全性を不斷に追求することで、島根2号機の安定運転継続および島根3号機の早期稼働に取り組むとともに、上関原子力発電所の開発に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、国の第7次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する方針が示されており、当社としても、国の方針に従い、原子燃料サイクルの推進に取り組んでまいります。

島根原子力発電所で発生する使用済燃料については、島根2号機の再稼働後も発電所内の燃料プールを活用しながら計画的に再処理施設へ搬出することで、当面の貯蔵は問題ないものの、島根原子力発電所の安定稼働に向け、使用済燃料対策に万全を期すため、再処理施設への搬出までの一時的保管施設として、上関町の当社所有地内への中間貯蔵施設の設置に係る調査・検討を進めております。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

原子力発電所の事故発生時には住民の避難支援を行う

▼提案の内容

定款に第9章として、「原子力発電所の事故発生時には住民の避難支援を行う」を追加する。

第9章 原子力発電所の事故発生時には住民の避難支援を行う

第43条 原子力発電所の事故発生時には、次の住民の避難支援を行う。

- (1) 原子力発電所が重大事故を起こし、大量の放射性物質が漏れ出すことにより住民の避難が必要となった際には、その事故に対する責任と住民の安全確保及び損害賠償に関する責任は全面的に当社が行う。
- (2) 住民が年間被ばく上限の1ミリシーベルトを超えることのないよう、安全に避難を行うことができるよう支援を行う。
- (3) 避難者が、元の生活に戻ることができるまで生活を保障し、健康管理・医療保障について責任をもって行うこととする。同様に、住民が被った損害に関しても賠償を行う。
- (4) 避難支援に関しては、各自治体と協議の上、連携して行うこととする。
- (5) 全社員研修の必須項目として、東京電力福島第一原発事故被災者からの聞き取りを行う。

▼提案の理由

福島原発事故以降、原子力発電の事故拡大を防止するために新たな規制基準が策定され、事業者にはその対応が義務付けられました。

しかし、原子力規制委員会は、「規制基準に合格しても、原発は安全とは言えない」と表明しています。その規模は、自然災害の評価を間違えれば福島原発事故クラスの規模となることも想定しなければなりません。

事故に対する責任はもちろんのこと、被ばくによる住民が被る健康被害や暮らしそのものの破壊、環境汚染、また経済活動の停止や行政機能等への甚大な被害に対して、核物質取扱事業者として全ての責任が当社にあると自覚する必要があります。その責任を全うするため、被災住民の避難支援等を当社が責任を持って行わなければなりません。

また、当事者意識の醸成を図るため、原発事故被災者の経験を知り、その影響から学ぶ機会を設けることが大切です。福島事故を風化させないため、事故被災者からの聞き取りを行うことです。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力災害に関しては、原子力災害対策特別措置法等において、関係自治体が地域防災計画・避難計画を作成し、当社は原子力事業者防災業務計画を作成することとされております。当社はこの計画の中で、関係自治体に対し、防災上必要な要員の派遣および防災資機材の提供その他必要な措置を講じることとしております。

これらの計画は、内閣府が設置した島根地域原子力防災協議会において「島根地域の緊急時対応」として取りまとめられ、この「緊急時対応」は、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであるとして国に了承されております。

また、関係自治体主催の原子力防災訓練に参加することなどで、関係機関等との連携強化を図っております。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件（3）

再生可能エネルギー発電事業を拡大する

▼提案の内容

定款に第10章として、「再生可能エネルギー発電事業を拡大する」を追加する。

第10章 再生可能エネルギー発電事業を拡大する

第44条 2030年までに全体の電源の80%を再生可能エネルギーとする。

- (1) 再生可能エネルギーとして、水力、風力、太陽光など自然由来のもので発電事業を行う。
- (2) 再生可能エネルギー発電による電力安定に蓄電所事業を拡大する。

▼提案の理由

パリ協定などによる国際的な地球温暖化への対応は世界共通の課題であり、気温上昇を1.5℃以下に抑制することが求められています。

すでに多くの国では脱炭素社会の実現に向けて、2030年までに再生可能エネルギーを主力電源とした計画を立てています。

再生可能エネルギーの発電コストは、原子力と比べて大変低く、国内で自給できるエネルギーであるため、燃料の輸入コストもかかりません。

地球温暖化対策に取り組む企業は投資対象としての価値をあげるため、日本を含む世界中の企業が、再生可能エネルギー100%をめざす企業として「RE100」に参加しています。

けれども、RE100を掲げる日本企業は国内の再生可能エネルギーの電力が不足し、目標達成に向けて十分に調達できない現状があります。

当社は、より長期的な視点をもって数値目標を設定し、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた環境整備に力を入れる必要があります。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、2021年2月に公表した「中国電力グループ『2050年カーボンニュートラル』への挑戦」において、「2050年カーボンニュートラル」に挑戦することを宣言し、再生可能エネルギー導入量の拡大や原子力発電の活用、火力発電の段階的な脱炭素化への移行（トランジション）に取り組んでおります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、安定供給と脱炭素を両立する観点から、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成が重要であると考えております。再生可能エネルギーは、天候や季節による出力変動の課題もあるため、蓄電池や揚水発電などの調整力を活用しながら最大限に導入を拡大することを目指しております。原子力発電は、発電時にCO₂を排出しないため、安定供給と脱炭素の観点から重要な役割を担う電源として、火力発電は、脱炭素化を進めながら、調整力や慣性力を担う重要な電源として、それぞれ活用していく必要があると考えております。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（4）

女性取締役比率を30%以上とする

▼提案の内容

定款第4章 取締役および取締役会（選任）第21条に4項として、「女性取締役比率を30%以上とする」を追加する。

第4章 取締役および取締役会

（選任）

第21条

4 女性取締役比率を30%以上とする。

▼提案の理由

当社は経営理念として「信頼。創造。成長。」を掲げ、サステナビリティ経営推進に向けた重点課題の一つに「あらゆる人々の活躍の推進」をあげています。

この「あらゆる人々」の視野の中に、女性はどの程度入っているのでしょうか。役員体制を見たときに、取締役13人中、女性はわずか3人、常務執行役員では9人全員、執行役員は27人全員が男性のみで男性偏重といえます。

政府の「第5次男女共同参画基本計画」の、2025年目標の30%には遠くおよびません。その理由は役員を占める男性陣には性別役割意識が強く、女性が視野に入っていないと考えます。

今や世界は、多様性を重視し、女性役員の比率を上げる努力を推進しています。比率を上げた企業は確実に成果をあげており、意思決定の場に男性が多く占める同質的組織では、経営の変化は見られないでしょう。経営の新たな創造や成長を果たすには、豊富な経験や生活の視点を持つ女性の登用こそ必須です。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取締役会の構成について、2030年度までに社外取締役比率50%以上、女性取締役比率30%以上とすることを目標として設定し、取締役会の実効性の更なる向上に努めております。また、第2号議案が原案のとおり承認可決されると、取締役会の女性比率は30%以上となります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第7号議案 **社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件**

▼提案の内容

エネルギー事業者として、「企業価値の向上と持続的な成長の両立」をめざすことが求められています。そのためには、原子力から撤退し、再生可能エネルギー推進の経営方針とするため、次の二名を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任します。

- 1、芦原康江（あしはら やすえ） 元 松江市議会議員
- 2、手塚智子（てづか ともこ） 市民エネルギーとっとり・代表

▼提案の理由

エネルギー事業者として未来を見据えて変化を先取りしていくのであれば、国の政策や制度に対応していくための「守りの変革」ではなく、事業環境変化をチャンスに変える「攻めの変革」を進めていく必要があります。

原発については安全性および経済性などのリスクが山積していることから、再生可能エネルギーを活用していくとの企業の方向性や経営戦略を掲げることで、新ブランドメッセージ「一日も。百年も。」といえる企業モデルになるといえます。

脱原子力を経営方針に反映するためには、担当部門を持たずに経営状況のチェックや監督機能を担う社外取締役が必要となります。また社外取締役には、社内の利害関係にとらわれない職務の遂行が期待されています。

こうした条件をふまえた社外取締役として、地元松江市において脱原発に関する活動など経験豊富な芦原康江さんと、再生可能エネルギー発電の研究・実践者でもある鳥取市在住の手塚智子さんを選任します。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取締役会における審議の活性化、実効性の高い監督、その時々の当社の経営環境、事業の状況等および各人の人物、能力、識見、業績等のバランスを総合的に勘案し、取締役会の規模および構成を決定するという考え方を定めております。

取締役会としては、この考え方のもと、取締役候補者を選定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者については指名委員会での審議を経て、第2号議案のとおり提案させていただいており、この提案が最適であると考えております。

第8号議案 剰余金の処分の件

▼提案の内容

株主への年間配当金を1株当たり90円とする。配当は金銭により行い、配当金の総額は306億4,195万2,685円とし、配当の効力発生日は株主総会の翌日とする。

▼提案の理由

株主が会社に望むことは、株価の上昇であり配当金の増額です。そこで、配当金を1株当たり年間90円とします。

上関原発の建設計画が発表された当初、その建設費用は原発2基で約9,000億円とされました。現在では原発建設費用は、1基あたりで1兆円を超えるともいわれています。

上関原発建設計画は、公けになって43年が経過していますが、計画は頓挫しており、その費用は無駄なものです。これまで上関原発に費やした費用は不明ですが、その額は9,000億円には達していません。上関原発建設計画を断念し、上関町に配置している職員を引き上げ、不動産を処理します。

島根原発3号機は現時点で運転中止を決断すれば、これ以上の費用は発生しません。また2号機からの使用済み核燃料も同原発内の核燃料貯蔵プールに保管し、これ以上の使用済み核燃料を発生させないことにしたら、上関町へ中間貯蔵施設を建設する必要はありません。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電に関し、安定供給、経済効率性、環境適合の観点から重要な役割を担う電源であり、また、確立した脱炭素技術としても、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していく必要があると考えており、島根2号機の安定運転継続および島根3号機の早期稼働ならびに上関原子力発電所の開発に向けて引き続き取り組んでまいります。

当社は、株主のみなさまに対する利益配分にあたっては、連結自己資本比率が15%に回復するまでは、財務基盤の回復・強化を最優先に行い、配当性向10%で配当を行うこととしており、取締役会としては、この方針に基づく第1号議案の提案が最適であると考えております。

なお、2024年度末において、連結自己資本比率が15%を超えたため、第1号議案の「ご参考」に記載のとおり、2025年度から配当方針を見直しております。

以上

1. 中国電力グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2024年度におけるわが国の経済情勢をみると、堅調な企業業績を背景に、設備投資が拡大し雇用・所得環境が改善するなど、景気は緩やかに回復しました。ただし、物価上昇の影響により個人消費は力強さを欠いたほか、年度末にかけては米国の関税政策による影響等から景気の不透明感が高まりました。中国地域においても、ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で、当社グループは「信頼回復」と「収益・財務基盤回復」を最重要課題と位置づけ、「中国電力グループ中期経営計画（2024-2025）」において重点的に取り組んでまいりました。

信頼回復に向けては、一連の不適切事案の再発防止に注力し、着実な実施がみられたことを踏まえ、昨年9月に、今後もコンプライアンスの遵守に向けた取り組みを継続していくことを幅広いステークホルダーに宣言する「法令遵守に関するコミットメント」を公表しました。

収益・財務基盤回復に向けては、昨年12月、島根原子力発電所2号機の再稼働を果たすことができ、大きな節目になりました。島根2号機の再稼働は、電力の安定的な供給に寄与するとともに、カーボンニュートラルの実現や、業績の安定化・財務基盤の強化につながります。

当年度の決算につきましては、1,285億円の連結経常利益を確保し、その結果、2025年度末を目指としていた連結自己資本比率15%への回復を1年前倒しで達成することができました。

また、昨年に期間限定で設置した「収益力強化」と「需給最適化」を目的とした2つのプロジェクトにおいては、電力の小売・卸売両面での収益拡大に向けた方針・戦略等を検討しました。これらを実行に移してきた結果、2025年度の総販売電力量は当年度から増加を見込むなど、成果も着実に現れています。



島根 2号機 原子炉起動の様子

当年度の連結収支につきましては、売上高（営業収益）は、燃料価格の低下に伴う燃料費調整額の減少などにより、1兆5,292億円と前年度に比べ995億円の減収となりました。

営業利益は、島根2号機の再稼働による収支改善などはありましたが、燃料費調整制度の期ずれ差益の縮小および総販売電力量の減少に加え、送配電事業の減益などにより、1,291億円と前年度に比べ776億円の減益となりました。

支払利息などの営業外損益を加えた経常利益は1,285億円と前年度に比べ655億円の減益となりました。

特別損益を計上して、法人税などを控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は984億円と前年度に比べ350億円の減益となりました。



事業別の業績および主な取り組みの実績につきましては、次のとおりです。

総合エネルギー事業

【主要な事業内容】

発電事業、電力販売事業、
燃料販売事業、熱供給事業

売上高

14,080億円

前年度比 △ 1,010億円

営業利益

951億円

前年度比 △ 517億円

【業績】

当年度の総販売電力量は、前年度に比べ1.7%減の517.5億kWhとなりました。この内訳をみますと、小売販売電力量は、前年度に比べ6.5%減の417.2億kWh、他社販売電力量は、前年度に比べ25.0%増の100.2億kWhとなりました。

売上高（営業収益）は、燃料価格の低下に伴う燃料費調整額の減少などにより、1兆4,080億円と前年度に比べ1,010億円の減収となりました。

営業利益は、燃料費調整制度の期ずれ差益の縮小などにより、951億円と前年度に比べ517億円の減益となりました。

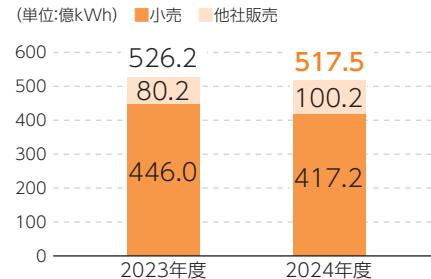
(注) 総販売電力量は、中国電力株式会社の総販売電力量（インバランス・調整電源等に係る他社販売電力量等を含みません。）を記載しております。

【主な取り組み】

総合エネルギー事業においては、競争が激化する環境においても収益を拡大し、安定的に利益を確保していくため、以下のとおり取り組んでまいりました。

● 発電事業

原子力発電については、島根2号機の再稼働を果たすとともに、すべての関係自治体から特定重大事故等対処施設等の設置について、事前了解等をいただきました。また、島根3号機についても、新規制基準への適合性審査への対応を着実に進めてまいりました。



火力発電については、柳井発電所2号系列のリプレースに向けた環境影響評価の手続きを進めるなど、段階的な脱炭素化への移行（トランジション）に向けて、着実に取り組んでおります。

再生可能エネルギーについては、グループ経営ビジョンで掲げる新規導入量目標の達成に向けて積極的に取り組み、新規導入量は当年度末時点で37万kWに到達しました。また、昨年11月には、北九州市響灘沖の浮体式洋上風力発電事業（ひびき灘沖浮体式洋上風力発電所）へ出資・参画しました。

以上のように、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、電源の脱炭素化を着実に進めております。



柳井発電所



ひびき灘沖浮体式洋上風力発電所

● 販売事業

電力の小売販売については、ご家庭用には、再生可能エネルギーの一層の導入拡大や電気の有効活用のため、再生可能エネルギーの出力制御の頻度が高い昼間の電力需要創出を促す新たな電気料金メニュー「おひさまシフトコース」の提供を昨年10月から開始しました。また、天候等により刻々と変化する電気の供給量に合わせて電気の使い方を変化させるデマンドレスポンスサービスとして、「ぐっとずっと。エコアプリ」を通じた「昼とくチャレンジ」、「ぐっとずっと。タイムサービス」などを実施してまいりました。

法人のお客さまには、脱炭素化ニーズに応えるべく、再生可能エネルギーと非化石証書を活用した電気料金メニュー、太陽光発電PPAサービスのご提案や、省エネ・CO₂削減に資するコンサルティングサービスのご提供に取り組み、本年1月には、新たに「IoT型計測診断サービス」を開始しました。



「ぐっとずっと。エコアプリ」
のアイコン



「昼とくチャレンジ」結果画面
(イメージ)

● 電気事業の収益拡大・リスク管理の高度化に向けたプロジェクト組織の設置

昨年4月から9月までの期間限定で設置した収益力強化プロジェクト・需給最適化プロジェクトでは、2025年度契約更改に向けた販売方針・戦略策定や、電源・燃料調達の最適化、お客様ニーズに応じた多様な料金メニューの拡充などについて検討し、発電・小売それぞれの部門において、収益最大化に向けた各種施策を実行に移してまいりました。その結果、2025年度の総販売電力量は当年度からの増加を見込んでおります。

また、昨年10月に設置した市場リスク管理高度化プロジェクトでは、本年6月までを目途に、市場価格の変動リスク等を把握・管理する業務基盤の整備に向けて、社内ルールの整備、人材育成やシステム開発などの検討を進めております。

送配電事業
[主要な事業内容]
一般送配電事業

売上高
5,115億円
前年度比 **+ 311億円**

営業利益
252億円
前年度比 **△ 253億円**

【業績】

売上高（営業収益）は、最終保障供給料金の減少はあるものの、市場価格上昇による再生可能エネルギー販売の増加に加えて、エリア需要の増加等による基準接続託送収益の増加などにより、5,115億円と前年度に比べ311億円の増収となりました。

営業利益は、基準接続託送収益の増加はあったものの、需給調整関連費用の増加などから、252億円と前年度に比べ253億円の減益となりました。

【主な取り組み】

中国電力ネットワーク株式会社においては、2030年度をターゲットにした長期ビジョンで掲げる目指す姿の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル等も見据えたネットワーク設備の高度化や、高経年設備対策・災害復旧迅速化などの安定供給確保に関する施策を計画的に実施してまいりました。

非常災害時の相互応援の実効性向上のため、昨年11月、中国電力ネットワーク株式会社が幹事事業者となり、災害時連携計画に基づく一般送配電事業者10社および関係機関が連携した共同訓練を実施しました。

また、効率的な業務運営に向けた設備保全の高度化・合理化についても、着実に取り組みを進めており、昨年4月には、「Mobile Mapping System」を活用した配電設備の点検を開始しました。



一般送配電事業者10社共同訓練の様子

- (注) 1. 災害時連携計画=一般送配電事業者10社の間で、非常災害時における相互応援や平時からの連携等について定めたもの。
2. Mobile Mapping System=ステレオカメラ、3次元レーザー計測器などの機器を車両に搭載し、走行しながら建物や設備などの3次元座標データを取得するシステム。本システムにより、計画的に配電設備の高精度画像等を取得・更新のうえ、現場で行っていた点検を机上で実施することで、点検業務を効率化。また、本年1月には、第8回インフラメンテナンス大賞「経済産業大臣賞」を受賞。

情報通信事業

【主要な事業内容】

電気通信事業、情報処理事業

売上高

494億円

前年度比 + 19億円

営業利益

47億円

前年度比 △ 4億円

【業績】

売上高（営業収益）は、情報関係事業収入が増加したことなどにより、494億円と前年度に比べ19億円の増収となりました。

営業利益は47億円となり、前年度に比べ4億円の減益となりました。

【主な取り組み】

株式会社エヌコムにおいては、本年1月、2035年度をターゲットとした経営ビジョン「from Enecom」を策定し、公表しました。新たな経営ビジョンにおいては、2035年度までに目指す姿を、3つのコアビジョン（「『あなたの理想』を実現する人財が集う」、「サステナビリティに取り組む」、「地域と共に成長し、地域を支える」）とその実現に向けたアクション、達成度合いを評価する指標で表しております。

また、昨年4月には高速インターネットサービス「メガ・エッグ 光10ギガ」、同年8月には企業のセキュリティ運用を支援するサービス「EneWings Security Management」の提供を開始するなど、サービスメニューを拡充し、売上の拡大に取り組んでまいりました。



未来のはじまりを、エヌコムから。



EneWings Security Management 
エヌウイングス セキュリティ マネジメント

TOPICS 島根2号機 再稼働への取り組み

当社は、昨年12月23日に約13年の歳月を経て島根2号機の発電を再開しました。

これまで原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査に対応するとともに、多種多様な安全対策工事や様々な事態を想定した訓練を積み重ねることで、安全性の向上を追求してまいりました。

また、関係自治体をはじめ、地域のみなさまにご理解・ご安心いただけるよう、対話活動や各種説明会などの機会を通じて、当社の取り組み状況を説明してまいりました。

引き続き、発電所の安全・安定運転の継続や緊急時に備えた訓練に取り組むとともに、適時・適切な情報発信に努めてまいります。

審査への対応

延べ198回の審査会合と1,000回を超えるヒアリングを通じて、原子力規制委員会に新規制基準への適合性を真摯に説明してまいりました。



審査会合の様子



現地調査の様子
(原子力規制委員会提供)

安全対策工事

更なる安全性の向上を図るため、自然災害（地震・津波など）への対策に加え、万一の重大事故等に備えた対策も実施し、昨年10月28日に完了しました。



防波壁（海拔15m）



フィルタ付ベント設備※

※万一、炉心が損傷し、原子炉格納容器内の気体を外部に放出せざるを得ない場合でも放射性物質の放出量を大幅に低減させる設備。

訓練

万一の事故に備えた対応力を強化するため、過酷な状況を想定した総合的な訓練のほか、高圧発電機車等を用いた電源確保の訓練や、国や自治体への通報・連絡訓練など、様々な訓練を定期的に実施してまいりました。



送水訓練の様子



電源確保訓練の様子

地域のみなさまへのご説明

対話活動や発電所見学会、各種説明会などを通じ発電所の安全対策や審査への対応状況などについてご理解いただけるよう取り組んでまいりました。



見学会の様子



鹿島町における全戸訪問の様子

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、ウクライナや中東での紛争など、ここ数年来エネルギー価格やエネルギー安全保障に多大な影響を与えてきた事象に加え、足元では米国の関税政策など、国際情勢の影響により不確実性が高まっております。

国内においても、脱炭素化の潮流加速や電気事業のビジネスモデルの市場中心への移行、内外無差別な卸売の強化などにより、経営環境は大きく変化しております。

そのような中、本年2月、「第7次エネルギー基本計画」が、「GX 2040ビジョン」や「地球温暖化対策計画」と合わせて閣議決定され、S+3Eの原則のもと、徹底した省エネルギーと合わせ、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し脱炭素効果の高い電源を最大限活用するなどの方向性が示されました。また、これまでの電力需要減少という前提が見直され、データセンターや半導体工場の新增設などを背景として、電力需要は増加していくとの見通しが示されるなどの変化もみられます。

こうした経営環境の変化に柔軟に対応しながら、以下の方向性で諸課題に取り組んでまいります。

当社グループは、当年度決算において連結自己資本比率15%への回復を達成しましたが、有利子負債は増加しており、著しく毀損した財務基盤の回復は未だ途上にあることから、引き続きその回復・強化を進めつつ、将来の競争力強化や成長に向けた取り組みを進めてまいります。

当社グループが基盤とする中国地域は、鉄鋼、化学、自動車をはじめ国内有数の製造業が集積しております。人口減少・高齢化などの課題がある中でも、将来にわたり地域とともに成長していくため、エネルギー事業者として、低炭素で安定したエネルギー供給体制を実現すること、さらには地域の脱炭素化をリードすることで、産業立地の維持・推進、ひいては地域活性化に貢献したいと考えております。

そのため、島根2号機の安定運転継続と島根3号機の早期稼働に全力で取り組むと同時に、火力発電所の脱炭素化も進めていく必要があり、将来に向けては、水素・アンモニアの実装準備や、CCUSの活用検討なども進めていく考えです。

2050年カーボンニュートラル実現に向けては、新規原子力発電所の立地点である上関地點を有していること、また、風況のよい山陰沖における浮体式洋上風力の開発可能性など、当社グループにはポテンシャルがあると考えております。

脱炭素化ニーズの高まりや、電力需要の増加見通しなどの状況の変化は当社グループが大きく成長するチャンスとなるととらえております。原子力発電所の稼働をはじめとする電源構成の低炭素化、電力・燃料のトレーディング技術の高度化、新たな料金メニュー・サービスの提供などにより、当社グループは、株主さま、お客さまや地域のみなさまの信頼を基盤に、持続的な成長を果たしていきたいと考えております。

これらの取り組みに加え、サステナビリティ経営推進に向けて、地球環境との調和、株主のみなさまをはじめとするステークホルダーのみなさまとの建設的な対話、多様な人材の活躍推進、コーポレートガバナンスの充実・強化など、ESGの取り組みを進めてまいります。

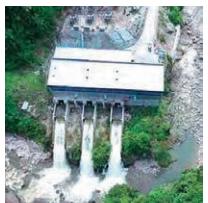
このような中長期的な取り組みの実現に向け、現在、新たなグループ経営ビジョンの検討を進めております。

- (注) 1. 内外無差別な卸売＝発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと。
2. S + 3 E = 安全性 (Safety) を大前提に、安定供給 (Energy Security) 、経済効率性 (Economic Efficiency) 、環境適合 (Environment) の同時達成を目指すこと。
3. CCS = 分離・貯留したCO₂を利用すること。

①各事業における取り組み

以上の方向性を踏まえ、各事業においては、それぞれの目指す姿の実現に向けて、主要課題に着実に取り組んでまいります。

事業	目指す姿	主要課題
総合エネルギー事業	<p>発電事業 電力の安全・安定供給に加えてカーボンニュートラルに向けた取り組みにより電気の価値を高め、収益性と環境性の両立を目指します。</p> <p>販売事業 お客さまからの「信頼」を基盤に、収益拡大と持続的な企業価値向上を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 安全確保を大前提とした原子力発電所の活用<ul style="list-style-type: none">● 島根2号機の安定運転の継続、島根3号機の新規制基準への適切な対応による早期稼働● 上関原子力発電所の準備工事再開と使用済燃料中間貯蔵施設の立地に向けた取り組み■ 火力発電所の脱炭素化に向けたトランジション<ul style="list-style-type: none">● 石炭火力のバイオマス混焼拡大、アンモニア実装準備、CCUS等の活用検討● LNG火力のリプレース（柳井発電所2号系列）および水素実装準備■ 再生可能エネルギーの導入拡大<ul style="list-style-type: none">● 太陽光や洋上風力などの再生可能エネルギー電源の更なる拡大および系統用蓄電池の導入などによる調整力の確保■ 電気事業の収益拡大<ul style="list-style-type: none">● 市況や需給状況に応じた電力小売・卸売戦略に基づく販売・調達ポートフォリオの最適化● 多様なライフスタイルやお客さまニーズに合わせた料金メニュー・サービスの提供■ 市場リスク管理の高度化<ul style="list-style-type: none">● 電力・燃料の市場価格の変動リスク等を把握・管理する業務基盤の整備に向けた検討

事業	目指す姿	主要課題
送配電事業	<p>中国電力ネットワーク株式会社の長期ビジョンで掲げる「送配電事業の強化」「新規事業の展開」「地域活性化への貢献」の3つの柱に取り組むとともに、「5つのネットワーク」（お客さま・地域、設備、社員、グループ会社、異業種企業）の力を結集して、地域社会とともに発展します。</p>	<p>■ 安定供給の確保およびネットワークの高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高経年設備対策・災害復旧迅速化・サイバーセキュリティ強化などの安定供給確保に関する施策の実施 ● 2050年カーボンニュートラル等も見据えたネットワーク設備高度化への対応 <p>■ 経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術やデータの利活用、業務委託拡大・現業機関のより効率的な業務実施体制への見直しなどによる労働生産性の向上と業務品質の維持・向上 <p>■ 収益構造の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ネットワーク設備の利用率向上を目指した託送需要拡大策の展開 ● 保有資産を活用した新サービスや他企業とのアライアンスなどによる新規事業の展開
情報通信事業	<p>お客さま視点のサービスを通じた価値提供やお客さまのビジネスやライフスタイルなどの変革の支援、環境・社会課題の解決に取り組むことで新たな価値の創出を目指します。</p>	<p>■ 技術の高度化・多様化するニーズへの対応、地域・企業間でのデジタルデバイド解消の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DXやAI活用などによるお客さまビジネスの幅広い支援 ● 通信サービス、データセンター、クラウドやセキュリティなど、地域の社会基盤としての確実なサービス提供
成長事業	<p>当社グループの持続的な成長に向けて、新たな利益の創出を目指します。</p>	<p>■ 海外事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業案件の発掘・獲得 ● 小売・ネットワーク事業や電力周辺事業および新たなエネルギー・ビジネスへの積極的な対応  <p>パカット発電所 (インドネシア)</p>

② ESGの取り組み

サステナビリティ経営の推進に向けては、以下のような ESG の取り組みを進めてまいります。

● 環境

当社グループは、事業活動に伴う環境負荷を可能な限り低減するため、グループ一体となって環境保全に取り組む責務があると認識しております。

事業活動にあたっては、「中国電力グループ環境行動計画」に基づき、「地球温暖化対策」、「循環型社会形成」、「地球環境保全」などの取り組みを通して、環境経営を推進します。

これらの環境（気候変動・自然等）に関する取り組みについて、開示情報（TCPFD・TNFD等）の充実化を進めてまいります。

また、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、「中国電力グループカーボンニュートラル戦略基本方針」において示した、「エネルギーの脱炭素化」および「お客さま・地域の脱炭素化」を2本柱とした取り組みを通じて、事業基盤である中国地域のお客さまのカーボンニュートラルの実現にも貢献してまいります。

中国電力グループが目指す2050年カーボンニュートラルの姿



- (注) 1. **CNP** = カーボンニュートラルポート
2. **CNK** = カーボンニュートラルコンビナート
3. **EMS** = エネルギー・マネジメント・システム
4. **CCS** = 分離・回収した CO_2 を地中等へ貯留すること
5. カーボンリサイクル = 分離・回収した CO_2 を再利用すること
6. メタネーション = 水素と CO_2 からメタンを合成すること

中国電力グループカーボンニュートラル戦略基本方針（抜粋） 方針

- ◆エネルギーの脱炭素化を進めます。
 - ◆カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、地域の発展に貢献します。
 - ◆カーボンニュートラルに資する技術開発を進めます。

目標

エネルギーの脱炭素化

CO ₂ 排出量	小売事業と発電事業とともに、2030年度CO ₂ 排出量半減（2013年度比）
CO ₂ 排出係数	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく国全体の排出係数実現に向けて挑戦する*

お客さま・地域の脱炭素化

お客さま ・地域	お客さま・地域の脱炭素化に資するサービス の開発と事業展開
-------------	----------------------------------

※ 本目標は、E L C S（電気事業低炭素社会協議会）における目標であり、国が掲げる▲46%目標（2013年度比）に向け、需給両面における様々な課題の克服を想定した場合の見通し。この見通しが実現した場合の国全体での排出係数は、0.25kg-CO₂/kWh程度（使用端）。

ご参考

中国電力グループ環境行動計画

<https://www.energia.co.jp/energy/energia/kankyou/>

中国電力グループカーボンニュートラル戦略基本方針

https://www.energia.co.jp/tokusetu_site/carbon-neutral/roadmap/

● ステークホルダーとの対話

当社は、株主のみなさまをはじめ、お客さま、地域社会や取引先など幅広いステークホルダーのみなさまとの建設的な対話を通じ、時代とともに変化する社会からの要請やお客さまなどのニーズを的確にとらえ事業活動に反映するとともに、当社グループへのご理解と信頼を一層獲得してまいります。

● 人的資本

当社グループの成長には、多様な経験や価値観を持つ社員一人ひとりの活躍が不可欠です。

グループ全体の方針として掲げる「多様な人材の活躍推進方針」をはじめ、「人」に関する中長期的な「方針」と、その進捗をモニタリングする「指標」を設定し、内部の議論・外部との対話を通じて人材マネジメントの継続的改善を図るサイクルの確立を目指しております。

社員一人ひとりの成長意欲をベースにした人材育成、女性活躍推進をはじめとしたダイバーシティの推進、社員の主觀を定量化した「従業員エンゲージメント」や「心理的安全性」などの組織文化に関する指標の把握などを通じて、個人と組織の持続的な成長につなげてまいります。

また、すべての事業活動の基盤として、人権が眞に尊重される社会の実現に向けた「中国電力グループ人権方針」に基づく人権啓発活動や、災害ゼロを目指した安全の確保と健康経営の推進にも取り組んでまいります。

人的資本に関する方針および指標

【人的資本に関する方針】	【取り組み】	【人材マネジメント指標】
グループ経営ビジョン・企業行動憲章	多様な人材の活躍推進方針	「自律性」と「多様性」の更なる推進 課長以上女性比率、副長クラス以上女性比率、技術系女性社員数、男性育児休職取得率、障がい者雇用率、人材ビジョン実践度 等
	個人と組織の「関係性」向上	従業員エンゲージメント、心理的安全性、働きやすさ実感度
	人材の確保と成長	経験者採用の社員数、離職率、入社3年後定着率 等
中国電力グループ人権方針	人権の尊重	職場人権研修受講率 等
安全健康推進業務運営方針	安全と健康の推進	災害度数率、疾病休務率、要指導者率 等

● コーポレートガバナンス

当社グループは、経営の透明性・公正性の維持・向上、経営環境の変化に対する迅速・果断な意思決定を行うことができる体制の構築が重要であると考えております。

業績連動型株式報酬による中長期的な業績向上と企業価値の増大へのインセンティブ付与、本年1月に新たに設定した取締役会の構成に係る目標（2030年度までに社外取締役比率50%以上、女性取締役比率30%以上）の達成や、当社グループ全体のリスクマネジメントの推進などにより、コーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいります。

こうした当社グループの取り組みについては、引き続き、開示内容の充実に努めつつ、統合報告書等を通じてステークホルダーのみなさまにわかりやすくお伝えしてまいります。

当社グループを取り巻く環境は大きく変化しておりますが、当社グループの経営理念「信頼。創造。成長。」を体現すべく、役員・社員が一丸となって、株主のみなさまをはじめとするステークホルダーのみなさまから信頼いただけるよう取り組むとともに、その信頼を基盤に、事業活動を通じて社会に有用な価値を創造することで、持続的な成長を図り、企業価値および株主価値の向上に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

ご参考

当社グループの取り組みや、対処すべき課題の詳細につきましては、以下の資料にも掲載しておりますので、是非ご覧ください。

- ・ Action Plan 2024-2025 (2024年度の振り返りと2025年度取り組みの方向性)
<https://www.energia.co.jp/ir/irkeiei/gaiyou.html>
- ・ 中国電力グループ統合報告書2024
<https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/annual.html>

■中国電力グループ企業理念

キーコンセプト

エネルギア
ENERGIA

— あなたとともに、地球とともに —

経営理念

信頼。創造。成長。

お客様の信頼を喜びとします。

エネルギーを通じて豊かな未来を創造します。

地域とともに成長します。

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分			金額(億円)
総合工事	ネルギー	一事業	2,565
送配電	事業		785
情報通信	事業		77
その他	他		44
調整額			△67
合計			3,405

②完成した主な設備および工事中の主な設備(発電設備)

区分	名称	出力(万kW)
工事中	(原子力) 島根原子力発電所3号機	137.3

(4) 資金調達の状況

①社債 発行額 2,616億円 償還額 1,631億円

②借入金 借入額 3,700億円 返済額 2,895億円

(注) 1. 上記①の社債発行額には、2025年1月14日に発行した米ドル建普通社債5億米ドル(円換算額789億円)を含んでおります。

2. コマーシャル・ペーパーについては、当年度における発行および償還はありませんでした。

(5) 財産および損益の状況

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当年度)
売上高(億円)	11,366	16,946	16,287	15,292
経常利益(億円)	△618	△1,067	1,940	1,285
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	△397	△1,553	1,335	984
1株当たり当期純利益(円)	△110.21	△431.30	370.59	273.70
総資産(億円)	35,669	40,400	41,332	43,609

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
総合エネルギー事業	発電事業、電力販売事業、燃料販売事業、熱供給事業
送配電事業	一般送配電事業
情報通信事業	電気通信事業、情報処理事業

(7) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合(%)	主要な事業内容
総合エネルギー事業	株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.00
	エネルギー・パワー山口株式会社	2,000	100.00
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.	百万豪ドル 60	100.00
送配電事業	中国電力ネットワーク株式会社	20,000	100.00
	株式会社電力サポート中国	65	100.00
情報通信事業	株式会社エネコム	6,000	100.00
その他	中電プラント株式会社	200	100.00
	株式会社エネルギーL & Bパートナーズ	104	100.00
	株式会社エネルギー・ビジネスサービス	100	100.00
	中電技術コンサルタント株式会社	100	100.00
	中電工業株式会社	77	100.00
	中電環境テクノス株式会社	50	100.00
	中国計器工業株式会社	30	100.00
	株式会社アドプレックス	30	99.97
	中国高压コンクリート工業株式会社	150	50.10

(注) 1. 議決権の所有割合には、間接所有分を含んでおります。

2. 2024年4月30日付で、当社グループが保有するテンパール工業株式会社の株式すべてを譲渡し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

当社の連結子会社は上記の会社を含め20社、持分法適用会社は18社であります。

2. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況等
芦谷 茂	代表取締役会長	一般社団法人中国経済連合会会長
中川 賢剛	代表取締役 社長執行役員	
高場 敏雄	代表取締役 副社長執行役員	企業再生担当、人材育成担当、調達本部長、原子力安全監理部門長
北野 立夫	代表取締役 副社長執行役員	電源事業本部長
船木 徹	代表取締役 副社長執行役員	販売事業本部長
皆本 恭介	取締役 常務執行役員	地域共創本部長
外林 浩子	取締役 常務執行役員	女性活躍推進担当、内部監査部門長
古瀬 誠	社外取締役	
菖蒲田 清孝	社外取締役	マツダ株式会社代表取締役会長
前田 耕一	取締役 監査等委員(常勤)	
小谷 典子	社外取締役 監査等委員	
久我 英一	社外取締役 監査等委員	
藤本 圭子	社外取締役 監査等委員	弁護士、ダイキヨーニシカワ株式会社社外監査役

(注) 1. 当年度中の取締役の異動 (2024年6月26日異動)

- (1) 第100回定時株主総会において、外林浩子、前田耕一、藤本圭子の3氏は、それぞれ取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 取締役（監査等委員）田村典正、社外取締役（監査等委員）野曾原悦子の両氏は、任期満了によりそれぞれ取締役を退任いたしました。
2. 社外取締役古瀬誠・菖蒲田清孝・小谷典子・久我英一・藤本圭子の5氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役菖蒲田清孝氏の重要な兼職先であるマツダ株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
4. 社外取締役（監査等委員）藤本圭子氏の重要な兼職先であるダイキヨーニシカワ株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
5. 常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者による重要な会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するためであります。
6. 取締役（監査等委員）前田耕一氏は、長年にわたり当社国際事業部門に在籍し、プロジェクトファイナンスをはじめとする財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 取締役を兼務しない役付執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
大瀬戸 聰	常務執行役員	電源事業本部副本部長、上関原子力立地プロジェクト長、管財部門長
中村公俊	常務執行役員	経営企画部門長
大元宏朗	常務執行役員	電源事業本部副本部長、カーボンニュートラル推進本部長
宮本伸一	常務執行役員	コンプライアンス推進部門長
越磨潔	常務執行役員	岡山支社長
渡邊嘉浩	常務執行役員	調達本部（経理）部長
三村秀行	常務執行役員	電源事業本部副本部長、電源事業本部島根原子力本部長
吉永浩之	常務執行役員	人材活性化部門長
井上敏彦	常務執行役員	東京支社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である古瀬誠、菖蒲田清孝、前田耕一、小谷典子、久我英一、藤本圭子の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は、報酬委員会への諮問を経て、取締役会において、取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており、その内容は次のとおりであります。

a. 方針

取締役の報酬は、以下の方針により決定する。

(a) 基本方針

- 当社の経営環境や上場企業一般および当社と類似する業種・業態に属する企業の水準等を勘案した適切な水準とする。
- 株主からの負託に応え持続的な成長を可能とするべく、短期的な業績に加え、中長期的な業績も考慮する。
- 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月額報酬（基本報酬）、業績連動賞与（短期業績連動報酬）および業績連動型株式報酬（中長期業績連動報酬）により構成し、その支給割合については、「月額報酬：業績連動賞与：業績連動型株式報酬 = 7 : 1 : 2」を目安に設定する。
- 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み、月額報酬（基本報酬）のみとする。

(b) 月額報酬（基本報酬）

- 月額報酬は、金銭で支給する。
- 月額報酬は、当社の経営環境を踏まえるとともに、各人の役職に応じた水準とする。
- 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、前事業年度の個人業績評価を反映する。

(c) 業績連動賞与（短期業績連動報酬）

- 業績連動賞与は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に、各事業年度終了後、翌事業年度中の一定の時期に金銭で支給する。
- 業績連動賞与における業績指標は、会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、連結経常利益を主たる指標とし、これに、従業員エンゲージメントやCO₂排出量の削減状況等のESGに関する取り組み結果を反映し、各事業年度の業績連動賞与総支給額を決定する。
- 業績連動賞与総支給額は、各人の役職および前事業年度の個人業績評価に応じて配分する。

(d) 業績連動型株式報酬（中長期業績連動報酬）

- ・ 業績連動型株式報酬は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に、役員株式給付規程に基づいて算出されたポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じた当社普通株式および当該株式の一部を時価換算した金銭で支給する。
- ・ 中長期的な業績向上と企業価値の増大へのインセンティブ付与のため、ポイントは各人の役職に応じて事業年度ごとに付与する役位ポイントおよび経営計画に掲げる連結経常利益目標の達成度合いに応じて取締役会において定める経営計画期間終了後に一括付与する業績連動ポイントにより構成する。

(e) 個人別報酬額の決定

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬および業績連動賞与の個人別報酬額の決定は、取締役会決議に基づき会長に委任する。取締役会は、当該決定権限が会長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について、構成員の過半数が社外取締役である報酬委員会に諮問することとし、上記の委任を受けた会長は、報酬委員会の議事の結果を尊重し決定しなければならないこととする。

b. 手続

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は、報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬に関する事項は、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役 員 区 分	報酬等の種類	株 主 総 会 決 議 の 内 容	株主総会決議日	決 議 さ れ た 株 主 総 会 終 結 時 点 の 員 数
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	月額報酬	月額4,500万円以内	2016年6月28日	11名
	業績連動賞与	年額1億2,000万円以内		
	業績連動型 株式報酬	1事業年度あたりの上限： 143,000ポイント (143,000株相当)	2024年6月26日	7名 (社外取締役を除く)
監査等委員である取締役	月額報酬	月額1,000万円以内	2016年6月28日	4名 (うち社外取締役3名)

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額および賞与の額の決定は、取締役会決議に基づき代表取締役会長芦谷茂に委任しております。この権限を委任した理由は、取締役による業務執行の監督を総括する役割を担う代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会は、この権限が適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問し、上記の委任を受けた当該取締役は、報酬委員会の議事の結果を尊重し委任された内容を決定しております。

取締役会は、当該手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額および賞与の額が決定されていることから、その内容が取締役の報酬決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役の員数 (名)
		金 銭 報 酉		非 金 銭 報 酶		
		月 額 報 酉	業績連動賞与	業績連動型株式報酬		
取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）	427	264	80	83	7	
監査等委員である取締役（社外取締役を除く）	36	36	—	—	2	
社外取締役	60	60	—	—	6	

- (注) 1. 業績連動賞与は、会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、連結経常利益を主たる指標とした支給基準額を定め、連結経常利益に応じて、0%～200%の範囲で決定いたします。また、ESGに関する目標（従業員エンゲージメント、CO₂排出量、課長以上女性比率・副長クラス以上女性比率）の達成状況に応じて、支給基準額の10%程度の額を原資として別途加算いたします。なお、連結経常利益が500億円に満たない場合は、業績連動賞与を支給しないこととしております。
2. 当年度における業績連動賞与の額については、連結経常利益の実績（1,285億円）に応じた金額およびESGに関する目標の達成状況に応じた加算額（支給基準額の7%程度）の合計額を、報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定し、各人の役職および個人業績評価に応じて配分しております。
3. 月額報酬の対象となる取締役の員数には、2024年6月26日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
4. 業績連動型株式報酬は、中長期的な業績向上と企業価値の増大へのインセンティブ付与のため、役職に応じた役位ポイントおよび連結経常利益目標の達成度合いに応じて付与する業績連動ポイントで構成しております。
- なお、業績連動ポイントは経営計画期間ごとに確定することとしており、2025年度終了時の連結経常利益目標の達成度合いを踏まえ確定します。当年度の業績連動型株式報酬の総額は、2024年度に取締役に付与するポイントに対する費用計上額を記載しております。

(5) 社外取締役の主な活動状況

氏名	地位	出席回数/開催回数(出席率)	取締役会等における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
古瀬 誠	取締役	取締役会 14回/15回 (93%) 指名委員会 4回/ 4回 (100%) 報酬委員会 3回/ 3回 (100%)	取締役会において、主に金融・市場に関する企業経営の経験・識見からの提言を行うなど、取締役会の実効性向上に貢献しております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、客観的で公正・中立な立場から審議に参画し、取締役の指名・報酬に関する透明性・公正性の向上に重要な役割を果たしております。 加えて、機関投資家等との積極的な対話活動を通じて、ステークホルダーとの相互理解の向上に努めております。
菖蒲田 清孝	取締役	取締役会 15回/15回 (100%) 指名委員会 4回/ 4回 (100%) 報酬委員会 3回/ 3回 (100%)	取締役会において、主に自動車関連事業における企業経営の経験・識見からの提言を行うなど、取締役会の実効性向上に貢献しております。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、審議において主導的な役割を果たしております。 加えて、機関投資家等との積極的な対話活動を通じて、ステークホルダーとの相互理解の向上に努めております。
小谷典子	取締役 監査等委員	取締役会 15回/15回 (100%) 監査等委員会 22回/22回 (100%) 指名委員会 4回/ 4回 (100%) 報酬委員会 3回/ 3回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、主に社会学に関する専門的見地からの提言を行うなど、取締役会の実効性向上および監査等委員会の監査・監督機能の強化に貢献しております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、客観的で公正・中立な立場から審議に参画し、取締役の指名・報酬に関する透明性・公正性の向上に重要な役割を果たしております。
久我英一	取締役 監査等委員	取締役会 15回/15回 (100%) 監査等委員会 22回/22回 (100%) 指名委員会 4回/ 4回 (100%) 報酬委員会 3回/ 3回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、主にリスク管理や企業監査に関する専門的見地からの提言を行うなど、取締役会の実効性向上および監査等委員会の監査・監督機能の強化に貢献しております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、客観的で公正・中立な立場から審議に参画し、取締役の指名・報酬に関する透明性・公正性の向上に重要な役割を果たしております。
藤本圭子	取締役 監査等委員	取締役会 11回/11回 (100%) 監査等委員会 18回/18回 (100%) 指名委員会 3回/ 3回 (100%) 報酬委員会 3回/ 3回 (100%)	取締役会および監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地からの提言を行うなど、取締役会の実効性向上および監査等委員会の監査・監督機能の強化に貢献しております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、客観的で公正・中立な立場から審議に参画し、取締役の指名・報酬に関する透明性・公正性の向上に重要な役割を果たしております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	3,665,124	固定負債	3,019,862
電気事業固定資産	1,942,913	社債	1,241,690
水力発電設備	115,044	長期借入金	1,613,729
火力発電設備	329,555	未払廃炉拠出金	90,544
原子力発電設備	498,087	退職給付に係る負債	50,270
送電設備	293,479	その他の固定負債	23,628
変電設備	173,387		
配電設備	415,273		
業務用設備	84,811	流動負債	635,231
休止設備	9,709	1年以内に期限到来の固定負債	222,287
その他の電気事業固定資産	23,563	短期借入金	76,295
その他の固定資産	121,380	買掛金	117,709
固定資産仮勘定	955,043	未払税金	14,505
建設仮勘定及び除却仮勘定	920,958	その他の流動負債	204,434
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	34,085		
核燃料	151,398	負債合計	3,655,094
装荷核燃料及び加工中等核燃料	151,398		
投資その他の資産	494,388	株主資本	636,153
長期投資	128,677	資本金	197,024
関係会社長期投資	225,685	資本剰余金	28,537
退職給付に係る資産	69,802	利益剰余金	450,180
繰延税金資産	61,047	自己株式	△ 39,588
その他の投資等	9,446	その他の包括利益累計額	71,382
貸倒引当金(貸方)	△ 271	その他有価証券評価差額金	11,882
流動資産	695,835	繰延ヘッジ損益	7,004
現金及び預金	286,731	為替換算調整勘定	43,072
受取手形、売掛金及び契約資産	129,650	退職給付に係る調整累計額	9,422
棚卸資産	85,892	非支配株主持分	△ 1,670
その他の流動資産	193,997		
貸倒引当金(貸方)	△ 435	純資産合計	705,865
合計	4,360,959	合計	4,360,959

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,400,069	営業収益	1,529,218
電気事業営業費用	1,248,328	電気事業営業収益	1,358,528
その他事業営業費用	151,741	その他事業営業収益	170,689
営業利益	(129,148)		
営業外費用	30,275	営業外収益	29,670
支払利息	14,480	受取配当金	1,498
デリバティブ損失	3,538	受取利息	1,046
デリバティブ評価損	3,032	持分法による投資利益	8,304
その他の営業外費用	9,223	デリバティブ利益	6,667
		その他の営業外収益	12,154
当期経常費用合計	1,430,344	当期経常収益合計	1,558,888
当期経常利益	128,543		
特別損失	13,992	特別利益	12,193
固定資産売却損失	7,021	核燃料売却益	12,193
減損損失	6,970		
税金等調整前当期純利益	126,745		
法人税等	28,598		
法人税等	13,961		
法人税等調整額	14,637		
当期純利益	98,146		
非支配株主に帰属する当期純損失	328		
親会社株主に帰属する当期純利益	98,474		

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	3,386,549	固定負債	2,980,601
電気事業固定資産	1,047,782	社長期借入金	1,241,690
水力発電設備	116,501	長期未払債務	1,604,650
火力発電設備	331,471	未払廃炉拠出金	286
原子力発電設備	503,864	関係会社長期債務	90,544
新エネルギー等発電等設備	19,063	退職給付引当金	5,654
業務設備	67,171	雑固定負債	26,237
休止設備	9,709		11,538
附帯事業固定資産	16		
事業外固定資産	2,330		
固定資産仮勘定	902,282	流動負債	550,799
建設設備仮勘定	867,608	1年以内に期限到来の固定負債	217,984
除却仮勘定	588	短期借入金	76,295
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	34,085	未払費用	100,677
核燃料	151,398	未払税	12,732
装荷核燃料	11,556	預り金	30,806
加工中等核燃料	139,841	関係会社短期債務	3,083
投資その他の資産	1,282,740	諸前受金	654
長期投資	102,929	雑流動負債	79,209
関係会社長期投資	1,077,941		531
長期前払費用	21,790		28,824
前払年金費用	36,137		
繰延税金資産	43,972		
貸倒引当金(貸方)	△ 30	負債合計	3,531,400
流動資産	575,215	株主資本	424,530
現金及び預金	270,606	資本剰余金	197,024
売掛金	107,283	資本準備金	28,221
諸未収入金	74,975	その他の資本剰余金	28,173
貯蔵品	62,161	利益剰余金	47
前払金	5	利益準備金	238,469
前払費用	466	その他の利益剰余金	21,082
関係会社短期債権	35,624	特定災害防止準備金	217,387
雑流動資産	24,331	別途積立金	76
貸倒引当金(貸方)	△ 239	繰越利益剰余金	78,000
合計	3,961,765	自己株式	139,310
			△ 39,184
		評価・換算差額等	5,833
		その他有価証券評価差額金	5,283
		繰延ヘッジ損益	549
		純資産合計	430,364
		合計	3,961,765

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,258,308	営業収益	1,342,283
電気事業営業費用	1,211,637	電気事業営業収益	1,294,312
水力発電費用	23,336	電灯料	391,268
汽力発電費用	356,749	電力料	558,797
原子力発電費用	69,679	他社販売電力料	273,661
新エネルギー等発電等費用	1,355	賠償負担金相当収益	1,784
他社購入電力料	408,649	廃炉円滑化負担金相当収益	506
販売売費	17,773	電気事業雑収益	68,293
休止設備費	2,333		
一般管理費	58,693		
接続供給託送料	267,566		
事業税	6,603		
電力費振替勘定(貸方)	1,103		
附帯事業営業費用	46,670	附帯事業営業収益	47,971
LNG供給事業営業費用	36,550	LNG供給事業営業収益	37,459
石炭販売事業営業費用	10,119	石炭販売事業営業収益	10,511
営業利益	(83,975)		
営業外費用	28,521	営業外収益	39,826
財務費用	15,281	財務収益	20,381
支払利息	14,252	受取配当金	14,496
社債発行費	1,029	受取利息	5,885
事業外費用	13,240	事業外収益	19,444
固定資産売却損	367	固定資産売却益	177
デリバティブ損失	3,538	デリバティブ利益	6,667
デリバティブ評価損失	3,032	雑収益	12,599
雑損失	6,302		
当期経常費用合計	1,286,829	当期経常収益合計	1,382,110
当期経常利益	95,280		
特別損失	7,021	特別利益	12,193
固定資産売却損	7,021	核燃料売却益	12,193
税引前当期純利益	100,452		
法人税等	17,507		
法人税等	430		
法人税等調整額	17,938		
当期純利益	82,944		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

中国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尾崎更三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三好亨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高藤顕広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

中国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎更三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三好亨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高藤顕広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

中国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員 (常勤)

前 田 耕 一 

監査等委員

小 谷 典 子 

監査等委員

久 我 英 一 

監査等委員

藤 本 圭 子 

(注) 監査等委員小谷典子、久我英一および藤本圭子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株式に関するお知らせ

100株に満たない株式をお持ちの株主さま 買取・買増請求制度のご案内

100株に満たない単元未満株式は、市場で売買することができません。当社では、単元未満株式の買取請求（売却）・買増請求（単元株式化）制度をご用意していますので、ぜひご利用ください。

[制度のイメージ (160株をお持ちの場合)]



株式に関する各種お手続のお問い合わせ先

(単元未満株式の買取・買増請求、マイナンバーのお届出、株式の相続、住所変更など)

株式を証券会社にお預けの株主さま



お取引の各証券会社

株式を証券会社にお預けでない株主さま
(特別口座に株式をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL. 0120-782-031

受付時間 土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く
午前9時～午後5時
<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

株主メモ

- 事業年度 每年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 每年6月
- 定時株主総会の基準日 3月31日
- 剰余金の配当 期末配当：3月31日
の基準日 中間配当：9月30日

- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

郵便物
送付先

〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

株主総会会場ご案内

会場
広島市中区小町4番33号
当社本店 (大会議場)



駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
車いすでご来場される株主さまには、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際は会場
スタッフがご案内いたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキ
を使用しております。